

2021 年度(令和 3 年度)事業計画書

自 2021 年 4 月 1 日

至 2022 年 3 月 31 日

2021 年度基本方針

ダンス人口の減少や高齢化、風営法改正、さらには 2020 年にはコロナウイルス感染症の猛威を受け、ダンス界の急激な環境の変化がありました。そこで全ダ連は他団体との連携を保ちつつ困難な状況に対応する必要があります。

健康のありがたみを痛感した 2020 年度を踏まえ、会員の皆さまには各イベントが大幅に規制されているこの時期こそ、全ダ連本来の認定技術級の昇級を見据えた勉強をされることを推奨します。やがて訪れるコロナ禍収束、また新しい生活様式の中で、健康のための生涯スポーツ、技術を高め合い、交流する喜びを感じられるよう、今できる準備をさせていただきたいと考えます。

そのため、2021 年度においては、基幹事業である認定講習・認定試験・昇級試験等の実施に加え、他団体との交流を積極的に図り、新しい生活様式に対応すべく全ダ連の機構の見直し・構築に努めます。

1 資格認定事業（資格認定委員会）

ダンスを正規に教授する能力を有するダンス教師を養成するため、認定講習及び認定試験を実施する。また、ダンス教師の技能及び知識の向上を図るため昇級試験を実施する。

(1)ダンス教師認定講習/昇級試験

地域会ごとに年 2 回実施する。

	実施日	摘要		
前期	2021 年 6 月 10 日(木)	A 第 71 回	M 第 70 回	L&F
後期	2021 年 11 月 11 日(木)	A 第 72 回	M 第 71 回	L&F

(2)ダンス教師認定試験

本部主催によりおおむね年 2 回実施する。

2 カリキュラム承認事業（カリキュラム作成委員会）

ダンス教師認定講習のカリキュラムの見直しを行う。

3 研修事業

ダンス教師の、ダンスを指導するために必要な技能及び知識の向上を図るため、本部及び教師協会ごとに指定研修会を実施する。

(1)本部主催の指定研修会(賛助会員(個人)対象)・試験役員対象セミナーなどを実施する。

(2)教師協会ごとの指定研修会等の充実を図る。

4 アマチュアダンス技術検定試験事業（アマチュアダンス技術検定委員会）

ダンスの普及及び技術向上のため、アマチュアダンス技術検定試験の実施を促す。

5 出版事業（広報・出版・IT委員会）

- (1) 教本・教材を販売する。
- (2) 各委員会と協力し、当該委員会に関わる教本・教材の企画・制作をする。
- (3) ダンス指導用教本、DVD、CDなどダンス界において要求される商品の取り扱いを拡大する。

6 ANADアマチュア指導員資格試験事業（ANADアマチュア指導員資格認定委員会）

- (1) 正しいダンスの普及と向上を目指し、ANADアマチュア指導員資格試験を実施する。
- (2) ANADアマチュア指導員資格試験審査員講習を実施する。
- (3) ANADアマチュア指導員資格指定研修会を年1回開催し、技術の向上を図る。

7 ウェルフェアダンス普及事業（ウェルフェアダンス指導員認定委員会）

- (1) ダンスを通じ社会に貢献するべく、福祉施設や高齢者施設等を訪問しダンス講習を行う。
- (2) 福祉イベント等へ積極的に参加し、委員会の活動をPRし、新規会員の発掘に努力する。
- (3) 身体に障がいをもつ人々の健康増進や心身のリハビリの一環に寄与する為、車いすダンス・ブラインドダンス・手話ダンスの普及に努める。
- (4) ウェルフェアダンス(車いす・ブラインド・手話)の普及のため、指導者を育成し、資格の認定を行う。
また、ウェルフェアダンス指導員認定講習を本部・各支部にて実施する。
- (5) ウェルフェアダンスを各教師協会の指定研修会に取り上げてもらい、福祉活動への認識を高める。
- (6) 商標「ウェルフェアダンス」の使用許諾事業を実施する。

8 広報啓発事業（広報・出版・IT委員会）

- (1) ダンス教授所及びダンス教師の品位を保持し、ダンス教授の適正化を図るため、必要な広報活動を行う。
- (2) ダンス界の適正な発展のため、関係諸団体の広報誌、プログラム、会報及びインターネットを通じ、健全なダンス事業の普及活動を行う。
- (3) ホームページの充実化を図り、会員及び一般のダンス愛好家に興味深い記事、案内等を掲載する。
- (4) メーリングリストを活用し、速やかな情報発信をする。

9 ダンス普及事業(ダンス普及委員会)

- (1)ダンスフェスティバル地方開催の促進を図る。
- (2)会員およびその他団体向けのダンス競技会の「公認」「後援」をし、各団体を支援する。
- (3)第4回大会を計画し、実現に向け準備する。

10 ダンス教授所に対する指導・助言及び認定事業（ダンス教授所及びジュニア育成教室認定委員会）

- (1)連合会はダンス教授所に対し、自主規制要綱とカリキュラムに基づいて適正に運営されるよう指導助言し、認定ダンス教室の認定を行う。認定を行ったときには、認定証並びに「全ダ連認定ダンス教室ステッカー」を交付する。
- (2)ダンス教授所の音楽著作権使用料を廉価に提供するため、一般社団法人日本音楽著作権協会と団体契約を継続し、ダンス教授所の団体契約の促進を図る。さらには滞納者を精査しその解消に努める。

11 ジュニアダンス普及事業（ダンス教授所及びジュニア育成教室認定委員会）

- (1)JASRAC との団体契約を継続するとともに加入促進を図る。
- (2)ジュニアダンス育成の手引書の普及活動を展開する。
- (3)文部科学省推奨の土曜学習応援団の積極的にサポートする。

12 諸会議の開催

(場合によってオンラインで開催)

【定時総会】 事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合は臨時総会を開催する。

【理事会】 定時理事会として2回以上開催するほか、必要がある場合は臨時理事会を開催する。

【常任理事会】 会長が必要と認めた時、随時開催する。